

市民ギャラリー御利用案内

1 市民ギャラリーの利用について

(1) 一般利用期間

令和8年9月29日(火)から令和9年3月29日(月)まで。

ただし、令和8年12月30日(水)から令和9年1月4日(月)までは休館日のため、利用できません。また、施設管理上必要な場合や、旭川市又は旭川市教育委員会が利用する場合は、利用できないことがあります。

(2) 利用単位

原則として、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で最大2週間までとします。

(3) 利用時間

午前10時から午後5時まで

(4) 利用の内容

旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が作品展示等を行う場合に利用できます。(絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、生け花、手芸等)

展示発表・鑑賞以外の目的(講演会、コンサート等)での利用はできません。また、販売を目的とした作品の展示はできません。

(5) 利用上の注意等

「市民ギャラリー利用の注意事項」(別紙)を遵守してください。

2 利用申込について

(1) 申込方法及び受付期間

利用申込の受付には、一斉受付と随時受付があります。

① 一斉受付

一定の期間内に「利用希望書〈一斉受付用〉」を提出していただき、利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定し、「利用申込書」を受付します。なお、一斉受付の利用希望期間は、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位とし、1団体1期間までとします。

② 随時受付

一斉受付で利用者を決定した後、空いている期間があれば、1週間単位に限らず利用申込みを受付します。

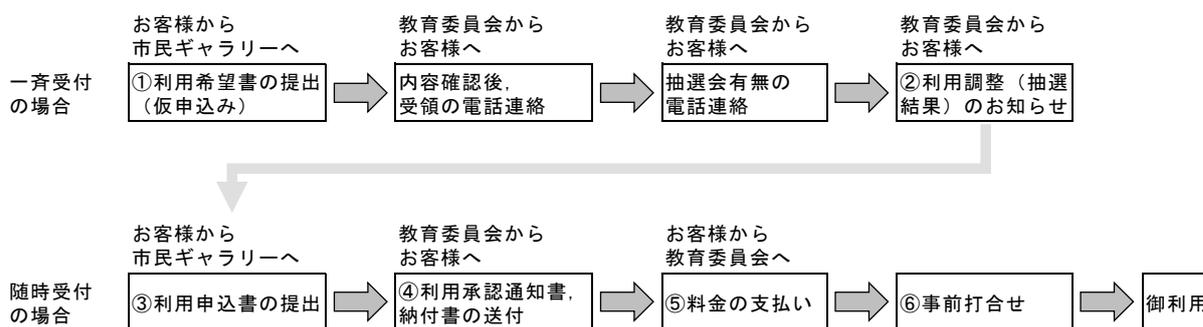
③ 一斉受付期間

令和7年10月1日(水)から7日(火)まで。(郵送の場合は10月7日必着)

④ 随時受付期間

令和7年10月24日(金)から利用期間の1週間前まで。なお、一斉受付で全ての期間に申込みがあった場合は、随時受付は行いません。

(2) お申込みからご利用までの流れ



※一斉受付の場合は①から、随時受付の場合は③からのスタートとなります。

① 利用希望書の提出（仮申込み）

「旭川市民ギャラリー利用希望書〈一斉受付用〉」に必要事項を記入し、旭川市民ギャラリーまで郵送、FAX又は持参により提出してください。

② 利用調整

利用希望日が重複した場合は、旭川市民ギャラリーにおいて利用調整（抽選）を行います。利用調整（抽選）終了後、概ね1週間以内に「旭川市民ギャラリー利用調整結果のお知らせ」及び「旭川市民ギャラリー利用申込書」を、お客様に郵送いたします。

③ 利用申込書の提出

「旭川市民ギャラリー利用申込書」に必要事項を記入し、旭川市民ギャラリーまで郵送、FAX又は持参により提出してください。

※一斉受付で仮申込みをされた方は、「旭川市民ギャラリー利用申込書」の提出をもって正式申込みとなりますので、「旭川市民ギャラリー利用調整結果のお知らせ」で指定する期日までに、「旭川市民ギャラリー利用申込書」を提出してください。

④ 利用承認通知書・料金納付書の送付

「旭川市民ギャラリー利用申込書」を審査し問題がなければ、概ね2週間以内に「旭川市民ギャラリー利用承認通知書」と、料金お支払いのための「納付書」を郵送します。

⑤ 料金の支払い

郵送された「納付書」で、期限までに料金をお支払いください。

⑥ 事前打合せ

利用の約1か月前を目処に、展示方法や搬入・搬出などについての具体的な打合せを行います。日程等は相談の上で決定いたしますので、旭川市教育委員会からの連絡をお待ちください。

3 利用料金について

(1) 料金は前払いです。お送りする納付書で、期限までにお支払いください。

(2) 支払いできる場所

旭川市役所・各支所の会計窓口、市指定金融機関・収納代理金融機関(旭川信金、市内に本・支店のある金融機関、郵便局)

区 分	金額 (1日あたり)	備品の使用
入場料無料の展示	1,900円	無 料
入場料1,000円未満の展示	3,900円	
入場料1,000円以上の展示	7,800円	

※ 利用申込と異なる入場料を徴収した場合、追加料金を請求することがあります。

※ 原則として、お支払いいただいた料金はお返しできません。

ただし、利用開始日の1か月前までに利用を取りやめることを届出し、旭川市教育委員会が認めた場合は、お支払いいただいた料金の50%をお返しすることができます。また、施設管理上の都合などにより利用ができなくなった場合には、お支払いいただいた料金の全額をお返しすることができます。

※ 旭川市及び旭川市教育委員会が利用する場合、料金は免除です。

4 利用内容の変更について

利用者の都合により利用承認された内容を変更又は取消しする場合は、あらかじめ旭川市教育委員会の承認が必要です。速やかに旭川市民ギャラリーまでご連絡ください。

5 利用制限について

次の場合は、利用をお断り又は利用承認を取消すことがあります。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・ 営利を目的とした販売行為等に当たると認められるとき。
- ・ 宗教上の布教活動や政治活動に当たると認められるとき。
- ・ 管理上支障があると認められるとき。（大きな音や臭いの発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど）
- ・ その他、旭川市教育委員会が利用を不相当と認めたとき。

6 書類の提出窓口

旭川市民ギャラリー	
住 所	〒070-0030 旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内
電 話	0166-23-3000 (旭川デザイン協議会事務局内)
F A X	0166-23-3005 (旭川デザイン協議会事務局内)

(令和7年9月)